

ごみ出しルールの厳守について

最近、指定場所、指定日、指定時間以外のごみ出しが発生しており、ごみ収集場管理において非常に迷惑をされています。ごみの搬出については、次の事項を厳守してください。

1. 指定場所の厳守

通りがかりに隣組以外からのごみの持込やごみの放置をしない。

2. 指定日の厳守

ごみ分別カレンダーの指定日に指定された種類のごみを出す。

3. ごみ出し時間の厳守

ごみは決められた日の朝（8時30分まで）に出す。

※前日の夜に出さない（カラス、犬、猫等により荒らされないように）。



家庭ごみの分別について

ごみの分別と減量化にご協力ください！

町内で収集されたごみは、南部中継基地を経て最終的に大阿蘇環境センター未来館で処理されます。

未来館では可燃ごみ（RDFごみ）は発電用燃料として、ビン・カンは再度ビンの原料や鉄製品に再生（リサイクル）し、その他の不燃物・粗大ごみや家電製品についてもそれぞれ材質ごとに分け、ごみの有効利用が図られています。

今後も、廃棄物循環型システムの構築を目指していくため、適正な処理やリサイクルが円滑に行えるよう「家庭ごみ分別カレンダー」を参考に、ルールを守ってのごみ出しをお願いいたします。

※ごみを出す際の注意事項

①ビン・カンの袋に混ざりが多い物

スプレー缶（穴を開けて小金属へ）、蚊取り線香缶（小金属へ）、
小さな金属（小金属へ）、陶器（ガラス類へ）、化粧用ビン（ガラス類へ）

②庭木等の剪定したもの

可燃物の袋に入れる。（袋に入らない剪定枝は1m以内に揃え紐で縛り南部中継基地に持込み）

③傘

傘類は、布をはずして本体を折って、小金属として出してください。（布は、可燃ごみへ）

④蛍光管・乾電池

蛍光管・乾電池は南部中継基地に直接持ち込むか、役場の回収箱へ入れてください。

事業所から出る事業系ごみの処理方法について

事業系ごみは家庭ごみの集積所に出せません。

収集運搬許可業者に収集を委託するか、自己処理（自ら処理施設等へ搬入）する等適正処理にご協力ください。

○事業所とは…（飲食店・会社・工場・電気店・旅館・ホテル・病院・商店・理美容院など）

■お問い合わせ先 南部中継基地 TEL (62) 0719 高森町健康推進課 TEL (62) 1111